

日光市公共施設等に関する民間提案制度 運用指針

日 光 市

令和2年5月

目 次

1 本指針の趣旨	1
2 公共施設等民間提案制度の概要	1
3 事業の概要	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業実施までの流れ（スキーム）	2
4 提案の受付	4
(1) 提案の募集方法	4
(2) 募集の期間	4
5 提案者の資格条件等	4
(1) 提案者の参加要件	4
(2) 提案者の制限	4
(3) 応募に関する留意事項	4
6 提案方法	5
7 提案要件	5
(1) 提案内容	5
(2) 提案の対象外	5
8 協議対象の選定	6
(1) 提案審査	6
(2) 審査結果の通知	6
9 協議(事業フレームの構築)	6
(1) 事業化に向けた協議	6
(2) 協議における留意事項	6
10 契約・事業実施	7
(1) 契約締結	7
(2) 契約締結の時期	7
(3) 事業実施	7
11 その他	7

1 本指針の趣旨

本市においては、公共サービスの提供における多角的な仕組みを構築し、民間活力の積極的な活用を推進することを目的として、平成28年に「日光市 PPP（公民連携）活用指針」（以下「活用指針」という。）を策定し、これまで以上に効率的で質の高い事務事業の実現と、多様な主体と連携した、公共サービスの導入を推進しています。

この「公共施設等に関する民間提案制度運用指針」（以下「運用指針」という。）は活用指針に基づき、市が保有する土地も含めた公共施設等（未利用・低利用市有財産を含む）（以下「公共施設等」という。）の利活用・運営面に関する民間事業者からの効果的な提案を受け付けて、事業化を検討する制度である「公共施設等に関する民間提案制度」（以下「公共施設等民間提案制度」という。）について必要な事項を定めるものです。

2 公共施設等民間提案制度の概要

公共施設等民間提案制度は、民間事業者からの視点で、公共サービス等を見直し、公共施設等で、施設整備や運営面、利活用面において更なる向上が図られる内容に関しての提案を求め、民間事業者ならではの発想で利活用に貢献する提案により、事業化する制度です。

本市の施策や公共施設等の運営及び公共施設マネジメントに大きく貢献し、市民サービスの向上または財政コストの軽減につながる提案を選定し、民間事業者と本市との間で、対話と協議を経たのち、事業化を図るものです。

提案いただいた事業等を実現・継続していくためには、事業の目標と目的を行政と事業提案者で共有し、信頼関係のもと、相互のメリットを見出しながら行政と民間事業者、更にはサービスを楽しむ利用者（市民等）を含めた Win-Win-Win の関係を構築することが重要となります。

民間事業者から本市にいただいた提案内容は知的財産として取り扱い、その情報及び内容を保護いたします。その上で、事業化が決定した際には、提案採用事業者との随意契約を前提といたします。

3 事業の概要

(1) 事業名称

日光市公共施設等に関する民間提案制度

(2) 事業実施までの流れ（スキーム）

① 提案の募集・受付

●対象となる施設等を選定する場合

本市において、対象となる公共施設等を選定し、募集期間中に民間事業者からの提案を受け付けます。この場合、条件等詳細については、別途募集要項等を定めることとします。

●対象施設を特定しない場合

幅広く提案を受け付ける自由提案枠を設けます。なお、本制度の趣旨に鑑み、全ての提案を受け付けるものではありません。

② 提案内容の審査・選定（交渉権者の決定）

原則、提案者によるプレゼンテーションを実施し、「日光市公共施設等に関する民間提案審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、事業内容、公共施設マネジメントへの貢献度、財政負担の軽減度、事業の継続性等について審査し、事業化が見込まれるものについて協議対象案件とし、提案した事業者を交渉権者とします。

なお、審査項目、審査委員会の内容等については、別途公表する公共施設等に関する民間提案制度募集要項（以下「募集要項」という。）に記載します。

③ 交渉権者との事業の詳細協議

本市と交渉権者で提案事業の実施におけた協定を締結します。協定の締結後、事業の実施に向けた諸条件、予算面、事業の開始時期等について詳細内容の協議を行います。

④ 契約締結

協定に基づき協議を行った結果、協議が成立（双方合意）した場合は、本市と交渉権者が随意契約を締結します。なお、契約の内容によっては議会の承認（地方自治法第237条第2項）が必要となる場合があります。

⑤ 事業の実施

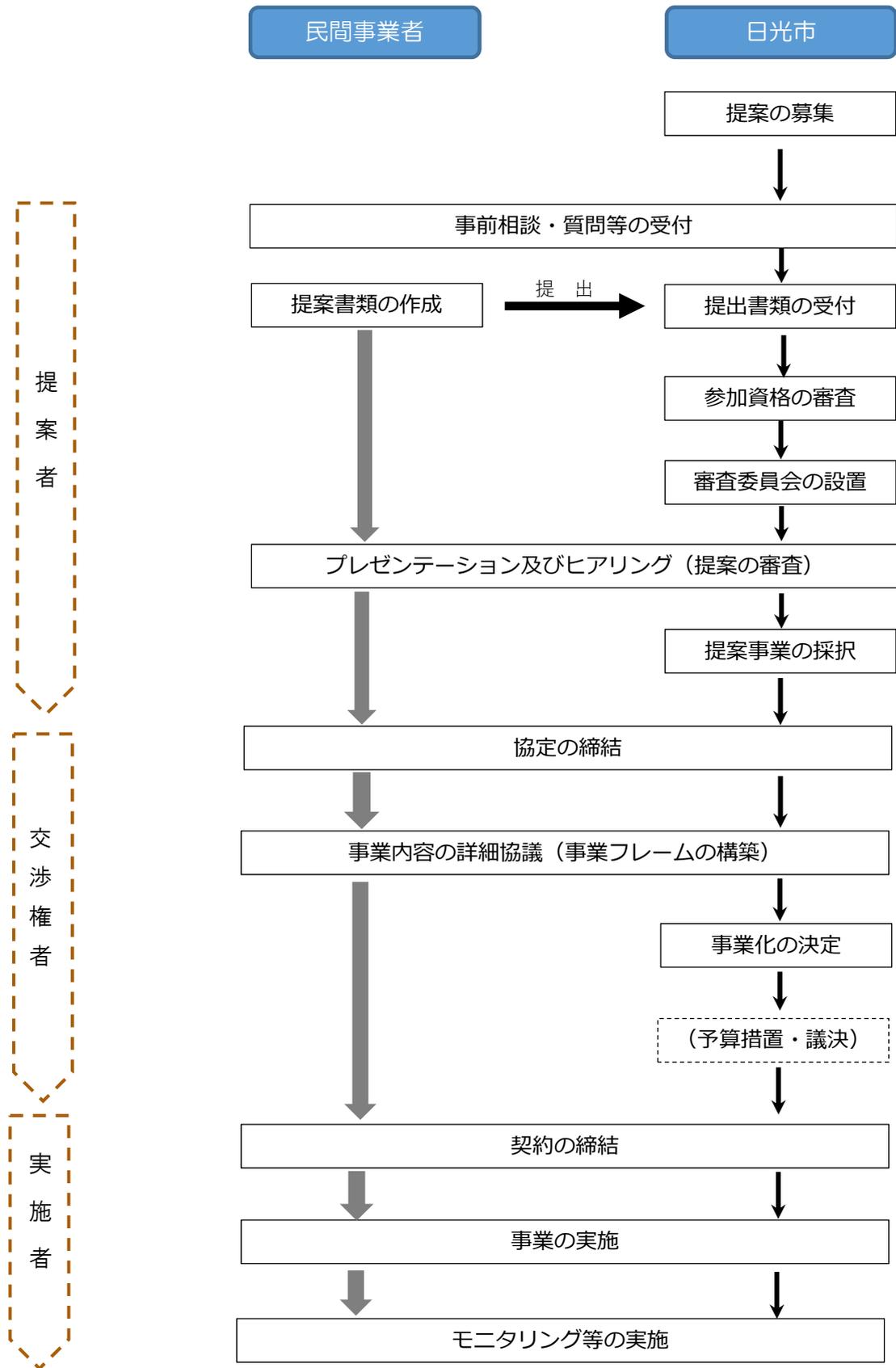
交渉権者は契約者となり、提案事業者として提案事業を実施します。実施する事業は複数年度での実施を原則とし、最短でも3年間、通常は5年間の長期事業として実施します。提案内容によっては10年を超える長期事業や譲渡等も排除するものではありません。

なお、事業期間については、事業内容の協議の段階で決定することとします。

⑥ 事業の効果や成果の評価（モニタリング等）

事業開始後は、本市及び提案事業者による定期的なモニタリング等を行い、PDCAサイクルによる事業フレームへの反映・修正を行うこととします。

公共施設等に関する民間提案制度実施フロー



4 提案の受付

(1) 提案の募集方法

提案を募集する際には、募集要項に、対象となる公共施設等や募集方法、募集期間、必要事項等を定めることとします。募集要項は、市ホームページ等で公表します。

(2) 募集の期間

公平性、透明性、公正性を担保するため、受付期間は3ヶ月程度設けることとし、事前相談期間を設けた上で、幅広く提案を受け付けることとします。また、同一年度内に複数回の募集を行うこともあります。

5 提案者の資格条件等

(1) 提案者の参加要件

- (ア) 公共施設等民間提案制度により提案を行う者（以下「提案者」という。）は、提案内容を実行できる意志と能力（運営力、財産力等）を有する民間企業、NPO法人等の法人、または各種団体等とします。
- (イ) 提案者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいいます。）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に提案者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。
- (ウ) 提案者は、本市及び必要に応じて施設管理者、指定管理者等との協議、調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等に柔軟な対応ができる者であることとします。

(2) 提案者の制限

提案の受付期間の最終日において、次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (イ) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者
- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号)第2条に規定する団体またはその構成員。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (エ) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者
- (オ) 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市税等の滞納をしている者
- (カ) 政治活動や宗教活動を主な目的としている者

(3) 応募に関する留意事項

(ア) 費用負担

応募に関する書類の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。

(イ) 提出書類の取扱い・著作権等

①提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、提案者の書類については、提案審査以外では提案者に無断で使用しません。第三者に情報を漏らしません。

②提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った提案者が負うものとしします。

③提案者が事業者となった場合、著作権は本市に帰属するものとしします。

(ウ) 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとしします。

(エ) 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格としします。

①提出書類に虚偽の記載があった場合

②審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(オ) その他

その他、応募に当たっての必要な事項及び詳細については、募集要項に定めることとしします。

6 提案方法

提案者の資格要件を確認するため、提案書類の提出に先立って、参加申込書及び宣誓書等を提出することとしします。また、提案書類については、提案概要等をまとめたものを提出することとしします。なお、提出書類の詳細、質疑や事前相談等の方法については、募集要項に記載しします。

7 提案要件

(1) 提案内容（いずれかひとつの要件に該当あるいは複数該当も可）

- ・公共サービスの提供・運営方法等に関する事で、民間活力導入により大幅にサービスの向上が図られるもの
- ・公共施設マネジメントに貢献する施策
- ・本市が保有する公共施設等（土地、未利用、低利用市有財産を含む）の利活用に関するもの
- ・市の新たな財政支出又は維持経費の増加を伴わないもの。また契約完了した後も、提案事業に関するライフサイクルコストが従前と比較して著しく増大しないもの

（※ただし、提案事業を実施した結果、本市に大きな財政効果や政策実現が見込まれる事業については、新たな財政支出を排除するものではありません。）

〈想定する事例〉

空きスペースの有効活用、未利用・低利用施設（土地含む）の利活用、ESCO（省エネ）事業、ネーミングライツ、広告掲載 など。

(2) 提案の対象外

- ・単に事業（施設）の廃止に関する提案

- ・本市が既に PPP 導入済の事業（指定管理等）について、単に事業実施者になろうとする提案
- ・既存の委託事業を単に安価で受託しようとする提案
- ・民間事業者が実施することが適当でない事業（公的機関が実施することが法令等により義務付けられている事業等）を含む提案

8 協議対象の選定

(1) 提案審査

提案者から提出された資格審査書類に基づいて、参加資格を満たしているか審査を行います。提案内容の審査については、審査委員会を設置し審査を行います。

- (ア) 審査委員会は、提案者によるプレゼンテーションを受けて総合的に審査を行います。
- (イ) 審査委員会は、提案の中から本市の自治体経営に貢献し、かつ、実現性の高い提案を協議対象提案として選定します。
- (ウ) 協議対象となった提案をした者を交渉権者とします。
- (エ) 協議対象から外れた案件についても、時期をみて本市から提案者に対して協議を申し出る可能性があります。

(2) 審査委員会

審査委員会は以下の構成員とし、提案者の提案を受けて総合的に審査を行います。

- 委員長 副市長
- 副委員長 財務部長
- 委員 企画総務部長、地域振興部長、その他委員長が指名する部長等

(3) 審査結果の通知

- (ア) 提案審査の結果は文書で通知いたします。
- (イ) 審査結果に対する異議は申し立てることができません。

9 協議(事業フレームの構築)

(1) 事業化に向けた協議

- (ア) 交渉権者と本市は、協定の締結後、提案内容を基に事業化に向けた協議、必要手続きや調整など、具体的な事業フレームを構築します。
- (イ) 提案の事業化に関して必要がある場合は、別に対象施設の施設管理者、指定管理者等と同様の協議を行い、事業実施に向けた調整を行います。
- (ウ) 協議及び関係者との調整等の結果、協議が成立（双方が合意）に至った場合、交渉権者を実施者とします。
- (エ) 協議の結果は以下のとおり本市のホームページで公表します。
 - ・合意に至った場合は「案件名、提案事業者名、提案概要」を公表します。
 - ・合意に至らなかった場合は「案件名、事業概要、合意に至らなかった理由」を公表します。
- (オ) 協議の期間は、原則として提案内容が協議対象となってから1年間とします。ただし、本市が必要と判断した提案については、協議を継続する可能性があります。

(2) 協議における留意事項

- (ア) 協議にかかる費用は交渉権者の負担とします。
- (イ) 本制度は解除条件付きの制度であり、交渉権者との協議が成立した場合においても、予算案件等が議会で承認されない等の理由により、提案の事業が実施できなくなった場合、本件は事業化されません。
- (ウ) (イ) の場合、当該事業が実施できなくなった事由が解決したときは、交渉権者と本市で協議のうえ、事業化を図ります。

10 契約・事業実施

(1) 契約締結

交渉権者と本市は、協議の成立後、提案事業の事業実施について随意契約を締結します。

(2) 契約締結の時期

交渉権者と本市は、次に定める時点において随意契約を締結します。

- (ア) 予算措置が不要な場合は、協議が成立した時点
- (イ) 予算措置が必要な場合は、予算措置が成立した時点

(3) 事業実施

契約締結後、実施者は責任をもったうえで、知識やノウハウを十分に発揮し、市民や社会への説明責任を意識しながら、提案内容（当該事業）を履行することとします。

11 その他

この運用指針に定めることのほか、民間提案制度の実施に関し必要な事項は、募集要項に定めます。

附 則

この運用指針は令和2年5月19日から施行します。